

広島県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十四年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
重森 秀樹	呉市仁方西神町一八番九号	らいふマッサ ージ治療院呉店	呉市本通四丁目七番三〇―三〇二号	あん摩マッサ ージ	平成二四年一月一九日
平高 義男	呉市本通一丁目五番二二―三〇四号	らいふマッサ ージ治療院呉店	呉市本通四丁目七番三〇―三〇二号	あん摩マッサ ージ	平成二四年一月一九日